

広島県告示第九百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

根谷川支川（五九四）	区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	告示番号
	土砂災害警戒区域			
土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	広島県広島市安佐北区可部東六丁目地内	平成二十九年広島県告示第七百三十号
	土砂災害特別警戒区域			